

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## (施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

## ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

## 1 主な施策の取組状況

## ① 関係施策の積極的な推進

- ・配偶者暴力防止法の一部改正（平成25年6月）等を踏まえ、基本方針を一部改正し、法改正や実態に即したものとした。
- ・法の一部改正に併せ、法律の概要をわかりやすく解説したパンフレット「STOP THE 暴力」を作成し、内閣府ホームページに掲載。
- ・市町村における支援センター設置を促すため「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」を作成・配布した。
- ・法律の概要や具体的な支援内容等について、内閣府ホームページに「配偶者からの暴力被害者支援情報」として掲載している。

## ② 関係機関・民間団体等との連携協力

- ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を必要に応じ開催したほか、関係施策を所管する省庁や地方公共団体と情報共有等を行い緊密な連携を図った。

## ③ 地方公共団体の取組に対する支援

- ・都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を図るため、配偶者からの暴力の被害者支援事業にあたる地方公共団体の職務関係者等を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）を実施している。
- ・自立支援プログラムの実施を促進するため、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成した。
- ・関係法令の改正があった際には、基本方針も改正し、都道府県・市町村が定める基本的な計画の指針となるようにした。
- ・市町村における支援センター設置を促すため「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」を作成・配布した。

## ④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

- ・配偶者からの暴力の被害者支援にあたる職務関係者が、配偶者からの暴力の実態や特性等を理解し、被害者の状況に応じた適切な対応ができるよう、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）を実施している。また、相談支援に関する手引を（「配偶者からの暴力 相談の手引」）を作成し、配布している。
- ・配偶者暴力防止法が対象とする被害者の中には、外国人や障害のある人等も当然に含まれていることに留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮した相談支援が行えるよう、官民の配偶者暴力被害者支

## 様式 1

援の関係者を対象とした研修等において、外国人や障がいのある被害者への支援に関する情報提供や意見交換の場を提供している。

- ・内閣府のホームページでは、外国人被害者に適切な支援情報が届くよう、法律の概要や具体的な支援内容等について、8か国語（英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語）で情報提供している。
- ・「パープルダイヤル～性暴力・DV相談電話～」を開設し、外国人相談者に配慮して、多言語で相談に対応した（平成23年2月8日から3月27日までの間）。
- ・点字によるパンフレット「STOP THE 暴力」を作成、配布した。

## 2 取組結果に対する評価

### ① 関係施策の積極的な推進

- ・法改正や現状に即した基本方針を作成することにより、被害者支援の適正な実施に寄与した。
- ・パンフレットを作成し、広く国民一般に対して、法律の概要、具体的な支援内容、相談先などを分かりやすい形で情報を提供することにより、法の周知と被害の深刻化の未然防止につながった。
- ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの平成22年当時の設置件数は21か所であったのに対し、平成26年には70カ所に増加しており（7月現在）センターの設置は着実に進んでいる。
- ・暴力の形態、被害者支援内容、相談窓口、被害実態等の情報を、内閣府のホームページを通じて国民一般に広く広報を行うことにより、潜在化している暴力被害を顕在化させ、様々な支援が提供されることの周知を図ることができた。

### ② 関係機関・民間団体等との連携協力

- ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議において、関係機関間における認識の共有が図られるとともに、地方公共団体（埼玉県、大阪府）及び民間団体（全国シェルターネット）と意見交換を行い、被害者支援に係る現状、課題等についての情報共有と共通認識を持つことができた。

### ③ 地方公共団体の取組に対する支援

- ・平成25年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（企画行政職向け）」のアンケートによると、「市町村における支援センター設置促進のために都道府県が担うべきことや、支援センター運営における都道府県と市町村の役割分担について認識が高まった」という項目について、「十分できた」と回答したものは22.0%、「おおむねできた」と回答したものは65.9%であった。
- ・関係行政機関の法令の改正の都度、最新の調査実態と改正内容を踏まえ、基本方針を改正することにより、より効果的な施策が促進できるような環境整備に繋がっていると考える。
- ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの平成22年当時の設置件数は21か所であったのに対し、平成26年には70カ所に増加しており（7月現在）センターの設置は着実に進んでいる。

### ④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

- ・平成26年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のアンケートによると、外国人や障がいのある被害者の支援に関する分科会の参加者のうち、「非常に有用であった」と答えたのは15.4%、「有用であった」と答えたのは84.6%であった。
- ・内閣府ホームページにおいて、多言語で配偶者からの暴力被害者支援情報を掲載することにより、外国人の相談者に対しても、日本における配偶者暴力に係る法律の概要や各種支援情報提供に役立っていると考えられる。

## 様式 1

- ・「パープルダイヤル～性暴力・DV相談電話～」を緊急かつ集中的に実施（平成23年2月8日から3月27日までの間）し、英語、タガログ語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語の6言語対応の外国人相談拠点を設け、配偶者からの暴力及び性暴力による被害について相談窓口を広く周知したところ、期間中、配偶者からの暴力に関する相談、様々な差別や人権に関する悩み、地域における人間関係の悩みなど、879件の相談が外国人から寄せられ、各種情報提供や必要に応じて付添支援を実施するなど、外国人の立場に配慮した支援を提供することができた。
- ・点字によるパンフレット「STOP THE 暴力」を作成し、相談窓口である配偶者暴力相談支援センターに備えるつけることにより、障害がある人の置かれた立場に配慮した支援が行われている。

### 3 今後の方向性、検討課題等

#### ① 関係施策の積極的な推進

- ・配偶者からの暴力の防止と被害者保護の施策を関係機関と連携して、積極的に推進していく。また、改正法の内容や情報の更新を適宜行い、最新情報の提供に努めていく。

#### ② 関係機関・民間団体等との連携協力

- ・引き続き、情報を共有する場である会議等を積極的に開催、活用し、被害実態や現状についての共通認識を持つとともに、関係機関、関係団体の連携強化を図っていく。
- ・地元相談員による面接及び訪問相談、グループ活動を協力支援するとともに、相談員へのスーパービジョン、全国からアドバイザーの派遣等を実施することで、地元相談員による相談体制の整備及び人材の育成を図って、被災3県の要望を踏まえつつ、現状に応じた相談事業の移管を進める。
- ・今後も必要に応じ基本方針を改正するとともに、地方公共団体における取組を促進させる、必要かつ効果的な助言・援助を実施していく。

#### ③ 地方公共団体の取組に対する支援

- ・マニュアルについては、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。
- ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
- ・マニュアルについては、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。
- ・今後も、実情に即した基本方針の整備に配慮するとともに、地方公共団体における取組を促進させる、効果的な助言・援助を引続き実施していく。

#### ④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

- ・各研修事業において、今後も、被害者への二次被害の予防や、外国人や障害のある被害者の置かれている立場に配慮した支援に関するテーマを取り上げ、職関係者の相談対応能力の向上に努める。
- ・外国人被害者、障害を持つ被害者など様々な境遇に立つ被害者に対しては、有効かつ適切な情報提供が今後も行われるよう努めていく。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

② 関係機関・民間団体等との連携

【被災3県における相談受理状況】

区 分	岩手県口		宮城県口		福島県口		合 計	
	H24'	H25'	H24'	H25'	H24'	H25'	H24'	H25'
電話相談	895	1,113	2,216	1,675	1,958	1,692	5,069	4,480
うち県外居住	0	0	8	0	707	495	715	495
うち県内居住	895	1,113	2,195	1,675	989	974	4,079	3,762
うち不明	0	0	13	0	262	223	275	223
面接相談	388	263	116	94	-	-	504	357
合 計	1,283	1,376	2,332	1,769	1,958	1,692	5,573	4,837

④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップアンケート結果】

・市町村の支援センター設置促進のために都道府県が担うねきことや、支援センター運営における都道府県と市町村の役割分担についての認識が高まったかどうかという項目に対し、「十分できた・おおむねできた」と回答する割合（企画行政職向け）

平成 25 年度：87.9%

・外国人や障害のある被害者の支援に関する分科会の参加者のうち、「非常に有用であった・有用であった」と回答した割合

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
支援センター長向け	100%		
相談員向け		97.5%	97.4%

【パープルダイヤル相談件数】

2月8日から3月27日までの相談期間中に合計23,460件の電話を受け、そのうち20,462件について「相談対応表」に相談内容の記入を行い、「相談対応表」に記入したものについて集計した。

	合計		相談		無言・いたづら・苦情等	
	件数	%	件数	%	件数	%
①女性相談者向け回線	15,454	100.0	13,789	89.2	1,665	10.8
②急性期の性暴力被害女性向け回線	2,216	100.0	1,302	58.8	914	41.2
③男性相談者向け回線	1,814	100.0	1,378	76.0	436	24.0
④外国人相談者向け回線	978	100.0	879	89.9	99	10.1
合計	20,462	100.0	17,348	84.8	3,114	15.2

**第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。</li> </ul> <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察では、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。</li> </ul> <p>③ 地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県に設置されている配偶者暴力対策のための関係機関による協議会への出席、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。</li> </ul> <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者等からの暴力事案の対策を担当する職員を対象とした研修を実施しているほか、全職員を対象に、事案への対応要領等についての指導を行っている。</li> <li>被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。</li> <li>被害者には日本在住の外国人や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底している。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>① 関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察が対応した配偶者からの暴力相談の件数は、増加傾向にある。その要因として、被害者等から警察に対して積極的に相談や届出がなされるようになったことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることがあるものと考えられる。</li> </ul> <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、民間シェルター等関係機関への連絡の件数は、平成 22 年には 4,880 件であったものが平成 25 年には 6,017 件と増加している。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>①②③④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、配偶者暴力相談支援センターを始めとする関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害防止及び被害者の安全の確保を図る。</li> </ul>

## 様式 1

### 4 参考データ、関連政策評価等

#### ○配偶者からの暴力事案の認知件数（件）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
33,852	34,329	43,950	49,533

#### ○関係機関への連絡件数（件）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
4,880	5,714	5,949	6,017

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項**1 主な施策の取組状況**

## ① 関係施策の積極的な推進

・(1)入国管理局では、配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を踏まえ、「DV事案に係る措置要領」を定めており、例えば、在留関係の手續等の場面で、配偶者からの暴力の被害を受けたとする申立てを受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、配偶者からの暴力の被害者の保護に努めている。

・(2)法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。

**2 取組結果に対する評価**

## ① 関係施策の積極的な推進

・(1)配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。

・(2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。

なお、参考データのとおり、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

**3 今後の方向性、検討課題等**

## ① 関係施策の積極的な推進

・(1)配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいく。

・(2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

## 様式 1

### 4 参考データ、関連政策評価等

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（出典）法務省「人権侵犯事件統計」、法務省人権擁護局調べ

#### ○ 女性の人権ホットラインの利用件数と主な相談の内訳

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
暴行虐待	2,003	2,183	2,111	1,813
強制・強要（セクハラ・ストーカーを除く）	1,920	1,501	1,307	1,254
セクハラ	355	413	402	334
ストーカー	301	321	328	438
その他	18,710	17,590	17,572	17,280
合計	23,289	22,008	21,720	21,119

（出典）法務省人権擁護局調べ

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進  
ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に關係機関等との窓口となるDV対策事務局を設置するなどの体制を構築し、關係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。</li> <li>・(2)法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。</li> <li>・(3)法テラスでは、各地方事務所において、都道府県警察等が事務局となっている被害者支援連絡協議会に参加している。</li> </ul> <p>上記協議会等を通じて、法テラスが行っている、①犯罪被害者等（配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。）に対する相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者等（配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。）支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③資力の乏しい者（配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。）に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替え、④国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等、⑤被害者参加人（配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。）に対する旅費等の支給等について、その実績及び利用方法を積極的に発信し、法テラスが提供できる犯罪被害者等に対する支援制度の周知に努めた。</p> <p>また、全国の地方事務所を通じて関係機関等へリーフレットを配布することにより、関係機関等と連携して犯罪被害者等への案内に当たっている。</p> <p>さらに、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等にも取り組んでいる。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>② 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</li> <li>・(2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。</li> </ul> <p>なお、参考データのとおり、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)法テラスの犯罪被害者等支援に係る各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めて</li> </ul>

## 様式 1

おり、評価できる。

### 3 今後の方向性、検討課題等

#### ② 関係機関・民間団体等との連携協力

- ・(1)配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいく。
- ・(2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。
- ・(3)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る各取組をより一層関係機関に浸透させて、引き続き、その周知徹底を図りながら、より充実した犯罪被害者支援に取り組む。

### 4 参考データ、関連政策評価等

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（出典）法務省「人権侵犯事件統計」、法務省人権擁護局調べ

#### ○ 女性の人権ホットラインの利用件数と主な相談の内訳

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
暴行虐待	2,003	2,183	2,111	1,813
強制・強要（セクハラ・ストーカーを除く）	1,920	1,501	1,307	1,254
セクハラ	355	413	402	334
ストーカー	301	321	328	438
その他	18,710	17,590	17,572	17,280
合計	23,289	22,008	21,720	21,119

（出典）法務省人権擁護局調べ

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)入国管理局では、配偶者からの暴力の被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものにする一方、配偶者からの暴力の被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、被害者本人の意思及び立場を十分考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。また、配偶者からの暴力の被害を要因として不法残留等の入管法違反となっている場合も、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。</li> <li>・(2)法テラスでは、各地方事務所において、都道府県警察等が事務局となっている被害者支援連絡協議会に参加している。</li> </ul> <p>上記協議会等を通じて、法テラスが行っている、①犯罪被害者等（配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。）に対する相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者等（配偶者等からの暴力を受けた女性を含む。）支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③資力の乏しい者（配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。）に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替え、④国選被害者参加弁護士候補者の指名通知等、⑤被害者参加人（配偶者等からの暴力を受けた女性も対象となり得る。）に対する旅費等の支給等について、その実績及び利用方法を積極的に発信し、法テラスが提供できる犯罪被害者等に対する支援制度の周知に努めた。</p> <p>また、全国の地方事務所を通じて関係機関等へリーフレットを配布することにより、関係機関等と連携して犯罪被害者等への案内に当たっている。</p> <p>さらに、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等にも取り組むとともに、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</li> <li>・(2)法テラスの犯罪被害者等支援に係る各取組については、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施して意見・要望を聴き、それを今後の取組の在り方等として活用しているなど、本部・地方事務所・コールセンターが、それぞれの立場から、犯罪被害者等の支援のため一体となった取組を進めており、評価できる。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p>

## 様式 1

### ④ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

- ・(1)配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいく。
- ・(2)法テラスでは、犯罪被害者等支援に係る各取組をより一層関係機関に浸透させて、引き続き、その周知徹底を図りながら、より充実した犯罪被害者支援に取り組むほか、担当職員の研修を行うなどして、犯罪被害者等への配慮に関する能力の向上を図る必要がある。

### 4 参考データ、関連政策評価等

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項**1 主な施策の取組状況**

## ①関係施策の積極的な推進

・厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。また、母子寡婦法の改正に合わせ DV 基本方針の改正を行った。

## ②関係機関・民間団体等との連携協力

・各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。

## ③地方公共団体の取組に対する支援

・児童虐待・DV 統合補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「DV 被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業」を実施している。

## ④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

・人身取引被害女性に対する支援について、昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」において規定しており、各都道府県に対して周知を行った。  
・国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局において、国民年金原簿等に管理されている DV 被害者の住所等が配偶者等に知られないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われている。

**2 取組結果に対する評価**

## ①関係施策の積極的な推進

## ②関係機関・民間団体等との連携協力

・各種機関と連携強化など、積極的に施策を推進している。

## ③地方公共団体の取組に対する支援

・DV 被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業について、平成 25 年度は 44 都道府県において実施された。

## ④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

・秘密の保持に配慮した取り扱いを行うことで、被害者の情報の保護が推進されていると評価する。

**3 今後の方向性、検討課題等**

## 様式 1

①関係施策の積極的な推進

②関係機関・民間団体等との連携協力

引き続き、各種機関と連携強化など、積極的に施策を推進していく。

③地方公共団体の取組に対する支援

・DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業について、引き続き実施していく。

④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

・昨年度（25年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所と関係機関の連携促進を図っていく。

・今後とも、秘密の保持に配慮した取り扱いに取り組んでいくこととする。

### 4 参考データ、関連政策評価等

児童虐待・DV 統合補助金（本補助金の中で、DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業を実施している。）

平成 22 年度予算額 2,505,705 千円の内数

平成 26 年度予算額 3,742,620 千円の内数

**第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第 9 分野 女性に対する暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

イ 相談体制の充実

**1 主な施策の取組状況**

① 配偶者暴力相談支援センターの取組

- ・ 配偶者からの暴力被害者が、支援センターにおいて、国籍や障害の有無にかかわらず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けられるよう、支援センター長や支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）を実施している。
- ・ 研修では、講義や分科会において、被害者の人権に配慮した支援について具体的事例を用いて検討する機会を参加者に提供している。研修の教材としては、内閣府が発行した「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」を適宜活用し、支援センターにおける被害者対応の充実化を図っている。

④ 相談員等の研修の充実

- ・ 都道府県および市町村の支援センターの相談員および支援センターと現に連携している民間団体の相談員を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）を地域ブロック別に毎年実施している。本研修においては、現場のニーズに則した研修を実施するために、研修開始前に現場の課題等に関するアンケートを実施するとともに、研修の各講師との事前打ち合わせの際に、アンケートから浮かびあがった現場の課題を伝え、その対処法を研修当日に教示してもらうよう依頼している。
- ・ 本研修においては、支援センター等の相談員等の心理的負担等に配慮し、相談員自身の健康管理等についても学ぶ機会も提供している。
- ・ 相談現場における円滑および的確な被害者支援を促進するため、「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」、を作成し、相談員等に配布している。

**2 取組結果に対する評価**

① 配偶者暴力相談支援センターの取組

- ・ 平成 25 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（相談員向け）」のアンケートによると、「女性に対する暴力被害者からの相談の基本姿勢や対応ポイントについて学ぶことができた」という項目について、「十分できた」と回答したものは全体の 43.4%、「おおむねできた」と回答したものは 55.8%であり、研修の効果があると考えられる。

④ 相談員等の研修の充実

- ・ 平成 25 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（相談員向け）」のアンケートによると、相談員のサポート体制等に関する事項等について学ぶ講義「組織として相談を受けるには」の達成度について、「十分できた」と回答したのは全体の 43.4%、「おおむねできた」と回答したものは 55.9%であった。

## 様式 1

### 3 今後の方向性、検討課題等

#### ① 配偶者暴力相談支援センターの取組

- ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
- ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

#### ④ 相談員等の研修の充実

- ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
- ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

### 4 参考データ、関連政策評価等

#### ① 配偶者暴力相談支援センターの取組

##### 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】

- ・ワークショップに参加した満足度

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支援センター長向け	86.2%	81.1%	88.8%	88.5%
企画行政職向け		95.5%	95.0%	
相談員向け	91.8%	93.8%	95.1%	

- ・女性に対する暴力被害者からの相談の基本姿勢や対応ポイントについて学ぶことができたかどうかという項目に対して、「十分できた・おおむねできた」と回答した割合（相談員向け）

平成 25 年度：97.7%

- ・相談員のサポート体制等に関する事項等について学ぶ講義の理解度について、「十分できた・おおむねできた」と回答した割合（相談員向け）

平成 24 年度：98.6%      平成 25 年度：98.3%

#### ④ 相談員等の研修の充実

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進  
イ 相談体制の充実

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>①配偶者暴力相談支援センターの取組          ・ 婦人相談所の夜間・休日対応を促進するため、厚生労働省においては、各都道府県に対する補助事業を行っている。</p> <p>④相談員等の研修の充実          ・ 婦人相談所の職員に係る研修について、厚生労働省においては、年一回二日間の日程で、婦人相談所長に対する研修会を行っている他、婦人相談所の指導者的な相談員に対して、国立保健医療科学院において、年一回三日間の日程で研修会を実施している。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>①配偶者暴力相談支援センターの取組          ・ 第3次男女共同参画基本計画が開始した平成22年度以降、児童虐待・DV統合補助金の中の「売春・DV対策機能強化事業」において、婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための事業を、継続して実施している。(25年度 児童虐待・DV統合補助金を活用した都道府県数：37ヶ所で実施)</p> <p>④相談員等の研修の充実          ・ 国立保健医療科学院での研修会について、参加者は増加した。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>①配偶者暴力相談支援センターの取組          相談員に係る研修の拡充については、内閣府と連携し対応を進める。</p> <p>④相談員等の研修の充実          「国立保健医療科学院での研修会」について、継続して事業を実施する予定である。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>児童虐待・DV統合補助金（本補助金の中で、婦人相談所の休日・夜間の電話相談体制を促進するための事業を実施している。）          平成22年度予算額 2,505,705千円の内数          平成26年度予算額 3,742,620千円の内数</p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

イ 相談体制の充実

<b>1</b>	<p><b>主な施策の取組状況</b></p> <p>② 警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察では、被害者等の真意を汲み取り、よりの確に当該事案の危険性等を判断するため、相談場所、女性警察官による対応、同伴者を同席させるかどうかなどの対応方法等に十分配慮し、被害者等がより相談しやすい環境の確保に努めている。</li> <li>・ 配偶者等からの暴力事案の対策を担当する職員を対象とした研修を実施しているほか、全職員を対象に、事案への対応要領等についての指導を行っている。</li> <li>・ 被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。</li> </ul>								
<b>2</b>	<p><b>取組結果に対する評価</b></p> <p>② 警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数は、増加傾向にあり、その要因として、被害者等から警察に対して積極的に相談や届出がなされるようになったことがあるものと考えられる。</li> </ul>								
<b>3</b>	<p><b>今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>② 警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、被害者等が相談・申告しやすい環境の確保に努めていく。</li> </ul>								
<b>4</b>	<p><b>参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>○配偶者からの暴力事案の認知件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成 22 年</th> <th style="width: 25%;">平成 23 年</th> <th style="width: 25%;">平成 24 年</th> <th style="width: 25%;">平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,852 件</td> <td>34,329 件</td> <td>43,950 件</td> <td>49,533 件</td> </tr> </tbody> </table>	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	33,852 件	34,329 件	43,950 件	49,533 件
平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年						
33,852 件	34,329 件	43,950 件	49,533 件						

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

## イ 相談体制の充実

## 1 主な施策の取組状況

## ③ 人権擁護機関の取組

・法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。

## 2 取組結果に対する評価

## ③ 人権擁護機関の取組

・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。

なお、参考データのとおり、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

## 3 今後の方向性、検討課題等

## ③ 人権擁護機関の取組

・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

## 4 参考データ、関連政策評価等

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵害事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（出典）法務省「人権侵害事件統計」、法務省人権擁護局調べ

## ○ 女性の人権ホットラインの利用件数と主な相談の内訳

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
暴行虐待	2,003	2,183	2,111	1,813
強制・強要（セクハラ・ストーカーを除く）	1,920	1,501	1,307	1,254
セクハラ	355	413	402	334
ストーカー	301	321	328	438
その他	18,710	17,590	17,572	17,280

様式 1

合計	23,289	22,008	21,720	21,119
----	--------	--------	--------	--------

(出典) 法務省人権擁護局調べ

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## (施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

## ウ 被害者の保護及び自立支援

## 1 主な施策の取組状況

## ② 暴力行為からの安全の確保

- ・内閣府のホームページにおいて、保護命令制度や保護命令発令件数等の情報を提供している。
- ・「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成し、保護命令制度の内容についても手引きの中で取り上げ、地方公共団体や都道府県警察等に配布した。
- ・女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（支援センター長向け）において、平成25年度及び平成26年度は、保護命令に関する内容について、裁判所から講師を招き講義していただいた。
- ・内閣府では、平成23年度に「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」を実施し、保護命令制度に関する課題等の把握を行った。

## ⑤ 心身の健康回復への支援

- ・支援センター長や支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）において、被害者の心理状況に即した支援の在り方や、精神疾患等が疑われる被害者への対処方法等について学ぶ機会を提供している。
- ・「配偶者からの暴力 相談の手引」では、被害者への心理学支援に関する項目を設け、被害者の心理状況に即した支援について情報提供をしている。

## ⑥ 自立支援

- ・支援センター長、支援センターを主管する地方公共団体の企画行政職、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）において、被害者の自立支援に関する諸制度や、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度について具体的な活用事例等を交えて学ぶ機会を提供している。
- ・「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」、「配偶者からの暴力被害者の自立支援スタートアップマニュアル」等を発行し、被害者の自立支援に関する諸制度に関する情報提供および活用促進を図っている。

## ⑦ 広域的な連携の推進

- ・支援センター長、支援センターを主管する地方公共団体の企画行政職、支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」）において、地方公共団体を超えた広域的な連携について、関連諸制度に関する情報を提供するとともに、現場の課題等に関する協議や各地方自治体の担当者の交流の場を設けるなどし、被害者支援に係る広域的な連携の促進を図っている。
- ・「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」において、被害者支援に関する地方公共団体を超えた広域的な連携に役立つ情報を提供している。

## 様式 1

### 2 取組結果に対する評価

#### ② 暴力行為からの安全の確保

- ・ホームページにおいて保護命令制度について情報を発信することで、広く多くの人に周知することができていると考える。
- ・「相談の手引」の作成、配布は、被害者からの相談に対応している現場において、被害者に保護命令に関する的確な情報を提供できること、保護命令が申立てられた場合にどのような対応が必要なのか等を把握することができるため、保護命令制度の運用に資すると考える。
- ・ワークショップの受講後アンケート結果では、保護命令制度に関する講義について「有用であった」と回答する割合が、98.5%（平成 25 年度）・94.8%（平成 26 年度）であり、非常に高い評価を得ている。
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査の結果、制度の運用上の課題を把握することができた。なお、平成 25 年度に配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力が法の適用対象とされた。

#### ⑤ 心身の健康回復への支援

- ・平成 25 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」（相談員向け）のアンケートによると、精神疾患を疑われる女性への臨床的サポート等、困難な問題を抱えた当事者への支援を考える分科会の達成度について、「十分できた」と回答したのは全体の 30.7%、「おおむねできた」と回答したものは 60.2%である。

#### ⑥ 自立支援

- ・平成 26 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」（支援センター長向け）のアンケートによると、分科会「自立支援・関連部署との連携・社会資源の活用」について、「非常に有用であった」と回答したものは 45.8%、「有用であった」と回答したものは 54.2%であった。

#### ⑦ 広域的な連携の推進

- ・平成 26 年度「女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」（支援センター長向け）のアンケートによると、被害者の広域連携等に関する事例検討も含む分科会「自立支援・関連部署との連携・社会資源の活用」について、「非常に有用であった」と回答したものは 45.8%、「有用であった」と回答したものは 54.2%であった。

### 3 今後の方向性、検討課題等

#### ② 暴力被害者からの安全の確保

- ・今後も保護命令制度が適切に運用されるよう、制度の周知を進める。

#### ⑤ 心身の健康回復への支援

- ・交際相手からの暴力等の実態を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。
- ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
- ・各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

## 様式 1

### ⑥ 自立支援

- ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。また、各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

### ⑦ 広域的な連携の推進

- ・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。また、各種手引き等については、引き続き活用を促進するとともに、法改正の内容や統計については、最新の情報を掲載するよう改訂する。

## 4 参考データ、関連政策評価等

### ② 暴力行為からの安全の確保

#### 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップアンケート結果】

- ・保護命令制度に関する講義のアンケートにおいて、「非常に有用であった・有用であった」と回答した人の割合（支援センター長向け）  
平成 25 年度：98.5% 平成 26 年度：94.8%

[配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査]

#### ○保護命令制度に関する課題点(複数回答)

- ・保護命令期間が短い、もう少し期間が長いと良い(13.2%)
  - ・身体的暴力以外(精神的・経済的・性的)の場合発令されにくい(10.5%)
  - ・発令までに時間を要する(9.1%)
- など

### ⑤ 心身の健康回復への支援

### ⑥ 自立支援

### ⑦ 広域的な連携の推進

#### 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】

- ・ワークショップに参加した満足度

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支援センター長向け	86.2%	81.1%	88.8%	88.5%
企画行政職向け		95.5%	95.0%	
相談員向け	91.8%	93.8%	95.1%	

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ウ 被害者の保護及び自立支援

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>① 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。</li> <li>ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施している。</li> <li>ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、事案の危険性の判定を行う「危険性判断チェック票」等を導入し、その判定結果を警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料としている。</li> </ul> <p>② 暴力行為からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力防止法に基づき裁判所からの保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。</li> <li>保護命令通知に基づいた対応等について所要の分析を行い、その結果を警察庁ホームページ等で公表した。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>① <input type="checkbox"/>被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。</li> </ul> <p>② 暴力行為からの安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。</li> <li>配偶者からの暴力事案の分析を適切に行っている。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>①②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「被害者の意思決定支援手続」及び「危険性判断チェック票」を活用するなどして、被害者等の安全の確保を最優先とした対応に努める。</li> <li>引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害防止及び被害者の安全の確保を図る。</li> </ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ウ 被害者の保護及び自立支援

**1 主な施策の取組状況**

②暴力行為からの安全の確保

・ 婦人相談所の一時保護施設においては、DV被害等女性の一時保護を行っており、国（厚労省）においては、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を負担している。

③医療関係者による早期発見の推進

・ 「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」により、保健師の養成所卒業時における到達目標として、「健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）への予防策を講じること」、「健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）に迅速に対応すること」の項目を設定するとともに、助産師の養成所卒業時における到達目標として、「性感染症予防とDV予防を啓発する」、「DV（性暴力等）の予防と被害相談者への対応、支援を行う」の項目を設定している。

④一時保護

・ 婦人相談所では、DV被害等女性、その者に同伴する家族について、一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に、一時保護を委託している。

⑤心身の健康回復への支援

・ 厚生労働省では、婦人相談所（一時保護施設）等において、DV被害女性等の心理的なサポートを行う心理療法担当職員等の配置の促進に努めている。

⑥自立支援

・ 福祉事務所における相談、母子・父子自立支援員による支援、生活保護・児童扶養手当・児童手当の支給、公共職業安定所や就業訓練施設及び母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業の支援、都道府県・医療保険者に対する配偶者からの暴力を受けた者の取扱いに関する通知の発出、年金事務所における配偶者からの暴力を受けた者への対応、保育所入所における母子家庭等への配慮、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進、予防接種や母子保健法に基づく健診を行う等、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に基づく取組を行っている。

⑦広域的な連携の推進

・ 広域的な連携の推進について、各都道府県に対して、費用負担先等を通知している。

## 様式 1

### 2 取組結果に対する評価

#### ②暴力行為からの安全の確保

- ・ 婦人相談所（一時保護施設）の夜間警備体制整備に係る国費助成について、平成 24 年度の 34 都道府県から、平成 25 年度の 34 都道府県と増加している。

#### ③医療関係者による早期発見の推進

- ・ 保健師・助産師の就業者数は、平成 22 年度以降、着実に増加しており、専門的知識・技能を学んだ保健師・助産師の養成は着実に進んでいる。

#### ※保健師・助産師の就業者数

平成 22 年度 保健師 54,289 人 助産師 32,480 人

平成 24 年度 保健師 57,112 人 助産師 35,185 人

#### ④一時保護

- ・ 一時保護委託の施設数は、平成 24 年度の 303 箇所から、平成 25 年度の 328 箇所と増加している。

#### ⑤心身の健康回復への支援

- ・ 婦人相談所（一時保護所）の心理担当職員の配置について、平成 25 年度は 32 都道府県で実施している。

#### ⑥自立支援

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に基づく取組を行っており、第三次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。

#### ⑦広域的な連携の推進

- ・ 婦人相談所の広域措置経費について、平成 25 年度は 35 都府県で実施している。

### 3 今後の方向性、検討課題等

#### ②暴力行為からの安全の確保

- ・ 昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。

#### ③医療関係者による早期発見の推進

- ・ 保健師・助産師を含めた必要な看護職員が確保されるよう、今後も引き続き、新規養成、定着促進、復職支援の全般にわたる看護職員確保対策を推進していく。

#### ④一時保護

- ・ 昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。

#### ⑤心身の健康回復への支援

- ・ 昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。

#### ⑥自立支援

- ・ 引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に基づき、被害者の自立支援を行っていく。

## 様式 1

### ⑦広域的な連携の推進

- ・昨年度（25年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。

## 4 参考データ、関連政策評価等

- ・婦人相談所運営費負担金（婦人相談所本体に係る運営費の一部について助成）

平成 22 年度予算額 18,771 千円

平成 26 年度予算額 17,692 千円

- ・婦人保護事業費負担金（心理担当職員の配置等、一時保護所に係る運営費を負担）

平成 22 年度予算額 875,237 千円

平成 26 年度予算額 915,132 千円

- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施か所数は、平成 24 年度の 699 か所から、平成 25 年度の 738 か所と増加している。

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名)           第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶          

(施策名)           2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進            
          ウ 被害者の保護及び自立支援          

1	<p><b>主な施策の取組状況</b></p> <p>⑥自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者等からの暴力の被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の目的外使用について、事業主体あて通知（技術的助言）を発出し、会議等で周知を図った。</li> </ul>
2	<p><b>取組結果に対する評価</b></p> <p>⑥自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主体あて通知（技術的助言）を発出することにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。</li> </ul>
3	<p><b>今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>⑥自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。</li> </ul>
4	<p><b>参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>■ 公営住宅におけるDV被害者の優先入居及び目的外使用の実績（平成24年度末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先入居     :   126 戸</li> <li>・ 目的外使用   :    94 戸</li> </ul>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

エ 関連する問題への対応

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年6月、配偶者暴力防止法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象となった。</li> <li>・配偶者暴力防止法の改正に伴い、基本方針の改正も行い、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力の被害者の保護等の内容について追加した。</li> <li>・平成24年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、交際相手からの暴力に関する実態の把握に努めた。</li> <li>・若年層に対して女性に対する暴力の被害者又は加害者にならないための効果的な指導を行うため、予防啓発教育プログラム及び教材を開発した。</li> <li>・平成22年度から、予防啓発教育プログラム及び教材を活用し、若年層に対して教育・啓発機会を多く持つ指導的立場にある者や若年層に対する暴力に関する予防啓発事業を担当している地方公共団体の職員及び若年層を対象とした研修を実施している。</li> </ul>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交際相手からの暴力被害者の保護についても内容を盛り込んだ基本方針の改正をしたことで、都道府県・市町村における基本計画についても改正が進み、被害者保護への取り組みが進んだと考える。</li> <li>・男女間における暴力に関する調査の結果、10代～20代の頃に交際相手から暴力被害を受けた経験者が約10人に1人、さらに被害経験者のうち、約5人に1人が命の危険を感じたことが明らかになるなど、交際相手からの暴力の実態を把握することができた。</li> <li>・若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修の参加者アンケートによると、研修について「非常に有用であった」または「有用であった」と答えた参加者の割合は80%以上であり概ね高い評価を得ている</li> </ul>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交際相手からの暴力被害者についても、適切な支援が受けられるように、相談窓口の利用を一層周知していくことが重要である。</li> <li>・交際相手からの暴力等の実態を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。</li> <li>・若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、予防啓発プログラム及び教材の内容について、研修参加者へのアンケート調査結果等を参考に必要に応じ見直しを行う。</li> </ul>

## 様式 1

### 4 参考データ、関連政策評価等

#### ② 交際相手からの暴力への対応

- 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果  
交際相手からの暴力に関する相談件数  
平成 25 年度 総数 4,199 件 (女 4,068 件、男 131 件)  
平成 24 年度 総数 3,484 件 (女 3,436 件、男 48 件)

[平成23年男女間における暴力に関する調査]

#### ○交際相手からの被害経験の有無

(単位:%)

	(n)	あった	なかった	無回答
総数	(1,949人)	10.1	89.0	0.9
女	(1,064人)	13.7	85.3	0.9
男	(885人)	5.8	93.4	0.8

#### ○交際相手からの被害により命の危険を感じた経験

(単位:%)

	(n)	感じた	感じなかった	無回答
総数	(1,949人)	20.8	77.2	2.0
女	(1,064人)	23.3	74.0	2.7
男	(885人)	13.7	86.3	—

#### 【若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果】

- 研修について「非常に有用であった又は有用であった」と回答した割合  
平成 23 年度 : 82.3%    平成 24 年度 : 87.3%    平成 25 年度 : 90.0%

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進エ 関連する問題への対応

## 1 主な施策の取組状況

## ② 交際相手からの暴力への対応

- ・ 交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

## ③ ストーカー行為等への厳正な対処等

- ・ ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙を行っているほか、ストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じている。
- ・ ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を広報し実施している。
- ・ ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、事案の危険性の判定を行う「危険性判断チェック票」等を導入し、その判定結果を警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料としている。
- ・ 被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。
- ・ 警察庁では、ストーカー事案等の対応状況等についてホームページに掲載している。

## 2 取組結果に対する評価

## ② 交際相手からの暴力への対応

- ・ 事案に応じた厳正かつ適正な対処を推進している。

## ③ ストーカー行為等への厳正な対処等

- ・ 警察におけるストーカー事案の検挙件数、警告等件数は増加傾向にあり、その要因として、被害者等から警察に対して積極的に相談や届出がなされるようになったことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることがあるものと考えられる。
- ・ 「被害者の意思決定支援手続」の実施や「危険性判断チェック票」等の導入等の新たな取組を推進しているほか、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じた的確に実施している。  
さらに、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。
- ・ 被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、関係機関の教示等や必要に応じて加害者への指導警告等被害女性の立場に立った対応に努めている。
- ・ ストーカー事案について、広報啓発を推進している。

## 様式 1

### 3 今後の方向性、検討課題等

- ② 交際相手からの暴力への対応
- ・ 引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害防止及び被害者の安全確保のための取組を推進していく。
- ③ ストーカー行為等への厳正な対処等
- ・ ストーカー事案に係る被害者支援や加害者対策の在り方については、平成 26 年 8 月に、警察庁の有識者検討会において、関係省庁との連携や社会全体での被害防止のための今後の取組の方向性が提言されたところであり、今後、その内容を具体化するための取組を推進する。

### 4 参考データ、関連政策評価等

#### ○ストーカー事案の認知件数（件）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
16,176	14,618	19,920	21,089

#### ○ストーカー事案の検挙状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
刑法・特別法検挙（件）	877	786	1,504	1,574
ストーカー規制法違反検挙（件）	229	205	351	402

**第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

エ 関連する問題への対応

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>①児童虐待への適切な対応          児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、(ア)虐待の「発生予防」、(イ)虐待の「早期発見・早期対応」、(ウ)虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制の整備・充実を図っている。</p> <p>②交際相手からの暴力への対応          婦人相談所では、恋人からの暴力被害者についても、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づく運用により、従来から一時保護を含め、支援の対象としてきたところである。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>①児童虐待への適切な対応          ・近年、虐待を受けた子どもや障害のある子どもが増えるなど、子どもの抱える問題が複雑・多様化しており、施設の小規模化を進めるなど養護の質の改善は重要な課題であるとの認識のもと、これまでも施設職員の専門性の向上とともに、児童養護施設の人員配置など、養護の質を高める取り組みを進めており、一定程度計画の要請を満たしていると考えます。</p> <p>②交際相手からの暴力への対応          婦人相談所では、交際相手からの暴力被害女性を含め、平成 25 年度に 6, 125 名の一時保護を行った。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>①児童虐待への適切な対応          ・第 1 8 5 回臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、「施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置」を「着実に講ずるもの」とされたところであり、今後、この規定にしたがって、消費税財源を含めた安定財源を確保した上で、人員配置基準の引上げなど、養護の質を高める取り組みを進めていく。          ・児童虐待への対応等の対策については、これまで以上に虐待に至る前の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの適切な保護・支援等といった、各段階での切れ目のない対応の充実を図っていく。</p> <p>②交際相手からの暴力への対応          昨年度（25 年度）策定された「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

府省名： \_\_\_\_\_ 文部科学省 \_\_\_\_\_

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) \_\_\_\_\_ 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 \_\_\_\_\_

(施策名) \_\_\_\_\_ 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ エ 関連する問題への対応 \_\_\_\_\_

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文部科学省では、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っている。</li></ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成に資するものであったと考えられる。</li></ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っていく。</li></ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>